

小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の
一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募要領

令和 8 年 8 月 2 8 日
中小企業庁経営支援部経営安定対策室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、契約者の利便性向上及び業務効率化・合理化のため、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る基幹システムの大規模改修を進めています。この取組における業務フロー見直しにより、これまで中小機構が金融機関及び事業者団体等に委託して実施していた掛金の現金収納の仕組みを廃止等するため、関係省令の改正を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集を行います。忌憚のない意見をくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

○小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

- （１）小規模企業共済法施行規則（昭和 40 年通商産業省令第 50 号）
- （２）中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年経済産業省令第 43 号）

3. 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

中小企業庁経営支援部経営安定対策室
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館 6 階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）～令和 8 年 1 0 月 7 日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>
の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁経営支援部経営安定対策室
パブリックコメント担当あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-s-chuki-keieiantei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。

提出いただいた意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。